

基本法とともに制定・改正された法律のポイント

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の改正

- 都道府県などが安全・適正な廃棄物の処理施設を整備するための枠組みづくり
- 排出事業者（ゴミを捨てる事業者）の責任の強化
- 野外焼却の禁止 など

資源の有効な利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法の改正）

- 製品の省資源化、長寿命化などによる廃棄物の発生抑制（リデュース）を導入
- 部品等の再利用（リユース）対策を導入
- 副産物の発生抑制対策とリサイクル対策に、事業者自身が計画的に取り組むことを義務付け
- 事業者製品の回収・リサイクルを義務付け など

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

- 建築物の解体工事などの発注者に、都道府県知事への届出を義務付け
- 建築物の解体工事などの受注者に、次のことを義務付け
 - ①特定建設資材（コンクリートや木材など）の分別解体など
 - ②特定建設資材の再資源化など
- 解体工事などの受注者に対する都道府県知事による助言、勧告、命令
- 解体工事業者の都道府県知事への登録 など

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

- 食品残さの発生抑制やリサイクルなどについて、食品関連事業者（食品の製造・販売事業者やレストランなど）の取組に係る判断基準を国が策定
- 食品関連事業者は、判断基準に従い、リサイクルなどを推進
- 再生利用事業者などへの登録制度を設け、肥料化、飼料化などを促進 など

グリーン購入法(国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律)

- 国などが、再生品などの環境にやさしい物品（環境物品）の調達を調達方針に基づき、率的に推進
- グリーン購入に役立つ情報の提供を推進 など

皆 さん へ

21世紀は、これまでの「使い捨て」の社会に別れを告げる世紀です。
それは、地球からいただいた大切な資源を上手に使う「循環型社会」の
形成に取り組む世紀なのです。

そして、2000年は、循環型社会への挑戦の「元年」です。

今、私たちは、ゴミ問題に直面しています。

それはモノに富み、便利で豊かな現代社会とちょうどコインの裏表の関係に
ある問題です。

この問題への取組は、大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・
ライフスタイルの見直しにほかなりません。

私たちには、祖先から引き継いできた環境を良好なまま将来の世代に確
実に引き継いで行く責務があります。

このため、循環型社会の形成に向けた取組の基本的枠組みとして「循環
型社会形成推進基本法」が制定されました。

何よりも「ゴミを出さない」こと

出たゴミは「できるだけ資源として使う」こと

どうしても使えないゴミは「きちんと処分する」こと

この3つが、この基本法に定められた、皆さんへの基本的なメッセージです。

循環型社会への取組は、明日からでは遅いのです。

今日から、みんなで、その取組を始めましょう。

平成12年6月

編集／環境庁水質保全局企画課

環境庁ホームページ／<http://www.eic.or.jp/eanet/>



このパンフレットは古紙配合率100%再生紙を使用しています。